

三鷹市低所得世帯エアコン購入費助成金交付申請書

（あて先）三鷹市長

三鷹市低所得世帯エアコン購入費助成金を下記のとおり申請します。

なお、助成金の申請に当たり、下記の内容を全て確認・理解し、これに同意及び誓約します。

（内容を確認し、チェックボックス「□」にチェックを入れてください。）

記

1. 助成対象世帯の要件

- 申請日時時点で三鷹市内に住民登録があり、実際に居住しています。
- 世帯全員が令和7年度又は令和8年度の住民税が「非課税」又は「均等割のみ課税」である、あるいは令和7年度又は令和8年度に「児童扶養手当」を受給している世帯です。
- 生活保護を受けている世帯ではありません。
- 現在、自宅にエアコンがない、又は既存のエアコンが故障して使用できず、他に冷房機器（冷風機等を除く）がない状態です。
- 過去に本事業や他団体等の同様の助成を受けたことがありません。
- 暴力団関係世帯ではありません。

2. 助成対象となる機器・経費

- 三鷹市からの「交付決定通知書」が届いた後に、販売店（店舗、インターネット通販サイト、事業者等）で購入・設置します（通知前に購入・設置したものは、原則として助成対象外になることを理解しました。）。
- 本体をインターネットで購入し、設置のみを別の工事業者に依頼する場合も、双方が事業者であれば助成対象となることを理解しました。
- 自らが居住する住宅に、壁又は窓枠に固定して設置するエアコン（1世帯1台、新品又は中古品）であり、事業（仕事）用ではなく家庭用として使用します。
- 購入に当たっては、環境負荷低減のため省エネ性能の高いエアコンの購入に努めます。
- 助成対象となる経費は、本体代、設置費、配送費、既存機の撤去・処分・リサイクル費です。
- 商品の延長保証料、既存機器の修理代、知人や無資格の業者による設置費に加え、エアコン本体とは別に購入する消耗品（リモコンの電池、交換用フィルター、エアコン洗浄スプレー等）や配管カバー、見積に係る費用は助成の対象外です。

3. 助成額の計算

- 助成額は、上記「助成対象経費」から、「店舗ポイント・クーポン等の値引き分」及び「他の公的な助成金・補助金（東京ゼロエミポイント等）」の額を差し引いた額（申請者が実際に支払った額）とします。
- 助成額の上限は、1世帯につき12万円です。上限を超えた分は自己負担します。
- 助成額の確定に当たっては、実際に支払ったことを証明する領収書等に基づき審査されることを理解しました。

4. 調査・手続への同意

- 三鷹市が審査のため、世帯全員の住民登録状況や税情報、児童扶養手当の受給状況等を閲覧・利用すること及び申請情報を市の必要な部署において共有・利用することに同意します。
- 三鷹市又は三鷹市の委託業者が設置状況の確認（訪問調査）を求める場合、これを受け入れます。
- 設置完了後、速やかに「領収書」「納品書」「設置後の写真」を添えて実績報告（請求）を行います。書類の不備や期限を過ぎた場合は、助成金を受け取れないことがあると理解しました。

5. 設置後の管理と責任についての誓約

- 本申請書に記載した内容及び添付書類の内容に虚偽がないことを誓約します。
- 万一、虚偽の申請や不正な手段により助成を受けたことが判明した場合は、助成金の交付決定の取消し及び既に交付された助成金の返還に異議なく従うことを誓約します。
- 賃貸物件・市営住宅等の場合は、あらかじめ物件所有者（家主・管理会社等）から設置の承諾を得ており、退去時の原状回復等を含め、設置に関する全てのトラブルは自己の責任で解決することを誓約します。
- 購入したエアコンは、熱中症予防のために適切に管理し、第三者への転売、譲渡、貸付け、担保提供等は一切行わないことを誓約します。

【エアコン設置状況】

- 未設置 設置（故障） 設置（製造年から15年以上経過している機器）

【申請者】

住所	〒 ー
氏名	
氏名（カナ）	
生年月日	年 月 日
電話番号	

【同居世帯員】

氏名	氏名（カナ）	続柄	生年月日	年齢

【申請日】

_____年 月 日

（添付書類）

- (1) 見積書（エアコン本体費・設置費それぞれの内訳金額が分かるもの）
- (2) 設置予定場所（既存の機器がある場合はその故障状況）が分かる写真
- (3) エアコン設置に係る承諾書（賃貸物件等の場合）